

住田町水防計画目次

第1章	総則	3
第1	目的	3
第2	水防の責任	3
第3	水防協議会	3
第4	水防計画	3
第2章	水防組織	3
第1	町の水防組織	3
1	水防組織の設置	3
2	水防本部	3
3	水防隊	4
4	町本部の動員の並びに水防隊の召集	4
5	町本部の解除	4
6	災害対策本部への水防組織の統合	4
第2	県水防本部並びに大船渡地方振興局土木部等への連絡	4
1	平常時の連絡	4
2	執務時間外における連絡	4
第3	下流水防機関への連絡	4
第3章	巡視警戒並びに重要水防区間、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流	5
第1	巡視警戒	5
第2	重要水防区間、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流	5
第4章	水防資機材	5
第1	水防資機材の備蓄状況	5
第2	水防資機材の調達及び備蓄基準	5
第5章	雨量、水位状況の観測及び通報	5
第1	雨量の観測箇所	5
第2	水位の観測箇所	5
第3	通報連絡	5
第6章	水防上必要な予報、警報等の連絡及び通信	6
第1	予報及び警報の種類	6
第2	異常発見者の通報	6
第3	水防上必要な予報及び警報の広報	6
第4	通信系統	6
第5	通信施設	6
第6	水防信号	7

第 7 章	水防隊の出動及び水防活動	7
第 1	水防隊の出動基準	7
第 2	水防隊の担当区域	7
第 3	巡視警戒員の配置	7
第 4	警戒区域の設定	7
第 5	水防活動	8
第 6	堤防異常等の報告	8
第 7	水防活動の解除	8
第 8 章	決壊の通報、非難、立退き及び救助	8
第 1	堤防の決壊等の通報	8
第 2	避難の種類	8
第 3	避難のための立退きの指示等	9
第 4	避難のための立退き指示等の伝達手段	9
第 5	避難場所	9
第 6	避難誘導	9
第 7	救助	9
第 9 章	公用負担	10
第 1	公用負担命令権限	10
第 2	公用負担命令票	10
第 10 章	自衛隊の派遣の要請	10
第 1	自衛隊派遣要請	10
第 11 章	ハザードマップ	10
第 1	ハザードマップの作成	10
第 2	ハザードマップ作成に係る事業計画	11
第 3	ハザードマップの普及	11
第 12 章	その他	11
第 1	優先通行標識	11
第 2	身分証票	11
第 3	水防活動実施報告	11
第 4	水防功労者の推薦	11
第 5	公務災害補償	11
第 6	水防訓練	12
	別表・様式	13
	参考資料	49

住田町水防計画

第 1 章 総則

第 1 目的

この計画は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。)第 32 条第 1 項及び岩手県水防計画に基づき、住田町(以下「町」という。)における水防事務の円滑な実施を図るため必要な事項を定め、洪水等による水害を警戒し、防禦し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 水防の責任

水防管理団体の管理者(以下「管理者」という。)は、法第 3 条によるその区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

第 3 水防協議会

法第 33 条の規定に基づく町の水防協議会条例は、別紙 1 のとおりである。

第 4 水防計画

管理者は、法第 32 条第 2 項の規定及び岩手県水防計画に基づく水防計画を策定し、岩手県知事(以下「知事」という。)に協議し、承認を受けるものとする。水防計画を変更したときも同様とする。

第 2 章 水防組織

第 1 町の水防組織

1 水防組織の設置

岩手県水防本部(以下「県本部」という。)から、法第 10 条及び第 16 条並びに気象業務法第 14 条の 2 の規定に基づき、大雨に関する気象又は洪水についての水防活動に適合する予報及び警報の通知があったときから、その危険が解消するまでの間、必要に応じ町に水防本部並びに水防隊を置き、水防事務を処理する。

2 水防本部

住田町水防本部(以下「町本部」という。)は、住田町役場(住田町世田米字川向 96 番地 1 電話 46 -2111)に置き、その組織は別表 1 のとおりとする。

3 水防隊

住田町水防隊の組織は、別表 2 のとおりとする。

4 町本部の動員並びに水防隊の召集

町本部の動員は、住田町地域防災計画(第 3 章第 1 節)に定めるところにより、水防隊の召集は、大船渡地区消防組合消防計画(以下「消防計画」という。)に定めるところによるものとし、その基準は、別表 3 のとおりとする。

5 町本部の解除

県本部から気象、水位等洪水の危険がなくなった旨の連絡があった場合、又は大雨、洪水の危険がなくなったと判断されたときは、町本部を解除するものとする。

6 災害対策本部への水防組織の統合

町の水防組織は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の規定により、町に災害対策本部が設けられたときは、この本部の組織に統合されるものとする。

第 2 県水防本部並びに大船渡地方振興局土木部等への連絡

1 平常時の連絡

県水防本部に対する情報連絡その他水防に関する一切の連絡は、大船渡地方振興局土木部水防隊(以下「土木部水防隊」という。)に行うものとする。

ただし、著しく危険が切迫していると認めるときは、大船渡警察署、NHK 盛岡放送局、IBC 岩手放送、テレビ岩手、エフエム岩手、岩手めんこいテレビ及び岩手朝日テレビに直接連絡するとともに、県水防本部及び土木部水防隊にも連絡するものとする。

2 執務時間外における連絡

執務時間外に発せられる水防上必要な情報の伝達について、管理者は、予め連絡系統図(別表 4)を作成しておくものとする。

第 3 下流水防機関への連絡

管理者は、常に河川の状況を把握し、下流の水防管理者(以下「陸前高田市水防管理者」という。電話 54-2111)に対し、適宜水防情報を連絡するものとする。

第 3 章 巡視警戒並びに重要水防区間、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流

第 1 巡視警戒

管理者は、第 6 章における気象状況の通知を受けた場合、又は出水により必要と認められた場合は、警戒員をして危険箇所等の巡視警戒にあたらせるとともに、連絡を緊密にし、水防上危険と認められるときは、必要な措置を講ずるものとする。

第 2 重要水防区間、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流

- 1 町における重要水防区間は、別表 5 のとおりとする。
- 2 急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流は、別表 6 のとおりとする。

第 4 章 水防資機材

第 1 水防資機材の備蓄状況

町における水防資機材の備蓄状況は、別表 7 のとおりである。

第 2 水防資機材の調達及び備蓄基準

管理者は、区域内の水防作業に備え、これに要する資機材等を適時調査し実態を把握するとともに、資機材備蓄基準量を計画的に貯えるものとする。
(別表 8)

第 5 章 雨量、水位状況の観測及び通報

第 1 雨量の観測箇所

町内の降雨量の観測される箇所は、別表 9 のとおりである。

第 2 水位の観測箇所

町内の河川で水位が観測される箇所は、別表 10 のとおりである。

第 3 通報連絡

災害の発生が予想される相当の雨量、又は河川の水位が通報水位(水防団待機水位)に達した場合には、関係機関は、別表 11 の連絡系統に基づいて相互に通報連絡するものとする。

第 6 章 水防上必要な予報、警報等の連絡及び通信

第 1 予報及び警報の種類

気象、洪水についての水防活動の利用に適合する予報、警報の種類並びに内容は、別表 12 のとおりである。

第 2 異常発見者の通報

- 1 水害が発生する異常な現象(地すべり、亀裂、異常水位等)を発見した者は、直ちに次に掲げる最寄りの機関に通報しなければならない。
 - (1) 住田町役場水防担当課
 - (2) 大船渡消防署住田分署(以下「住田分署」という。)
 - (3) 大船渡警察署住田町内警察官駐在所(以下「駐在所」という。)
- 2 異常の通報を受けた前項第 2 号及び第 3 号に規定する機関の長は、直ちに管理者に通報しなければならない。

第 3 水防上必要な予報及び警報の広報

- 1 法第 10 条及び第 16 条並びに気象業務法第 14 条の 2 の規定により、気象、洪水についての水防活動の利用に適合する予報、警報及び情報の通知を受けたときは、管理者は、必要に応じて水防隊長及び水防に関係のある団体に連絡を取るとともに、一般に周知するものとする。
- 2 川況等により、急激な出水のおそれのあるときは、管理者は水防隊長、住田分署及び大船渡地方振興局土木部(以下「土木部」という。)並びに水防に関係のある団体に通報するとともに、一般に周知するものとする。

第 4 通信系統

- 1 水防上必要な気象予報及び警報の伝達系統は、別表 13 のとおりとする。

第 5 通報施設

水防のため利用できる通信施設は次によるものとし、統制は町本部が行う。

- 1 町防災行政無線
- 2 消防無線(住田分署)
- 3 県防災行政無線電話
- 4 消防団無線
- 5 一般加入電話及び携帯電話
- 6 伝令

第 6 水防信号

法第 20 条の規定による水防信号は、別表 14 のとおりとする。

第 7 章 水防隊の出動及び水防活動

第 1 水防隊の出動基準

水防隊の出動基準は、次のとおりとする。

- (1) 住田町水防本部長(以下「本部長」という。)から出動の指示又は要請のあったとき。
- (2) 水防活動の利用に適合する警報が発令されたとき。
- (3) 法第 30 条の規定に基づき、知事から指示のあったとき。
- (4) その他水防隊長が必要と認めたとき。

第 2 水防隊の担当区域

- 1 消防団 各分団の管轄区域
- 2 住田分署 管内全域とするも特に災害が発生し、又は発生しようとしている重要水防箇所
- 3 重点出動 水防隊長は必要に応じて水防重点箇所に他の分団を出動させるものとする。

第 3 巡視警戒員の配置

- 1 水防隊長は、管理者の指示のあった場合、又は出水等により必要と認められた場合は、水防隊員をもって警戒班を編成し、危険箇所の巡視警戒をし、次の各号についての通報連絡をさせるものとする。
 - (1) 河川の水位の状況
 - (2) 重要水防区間、警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所の状況
 - (3) 堤防、道路、橋梁、その他水防隊の活動に関係ある施設等の被害の状況
 - (4) その他水防上必要な事項
- 2 水防隊長は、特に警戒を要する危険箇所には警戒班を常置するものとする。

第 4 警戒区域の設定

- 1 水防隊長(水防隊長が現場に不在の場合は、水防隊現場最高指揮者)は、水防上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずるものとする。
- 2 前項の措置を行った水防隊長は、管理者にその旨を報告するものとする。

第 5 水防活動

- 1 水防隊長は、堤防、道路、橋梁等に異状を発見し、又は決壊、流失、溢

水したときは、直ちに当該管轄区域の分団長に水防活動を命じなければならぬ。

- 2 水防活動の命令を受けた分団長は、当該分団の総力を挙げて水防活動に万全を期すとともに、その状況を逐次水防隊長に報告するものとする。

第 6 堤防異常等の報告

- 1 水防隊長は、次の各号に掲げる場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。
 - (1) 警戒水位(はん濫注意水位)に達し、又はそれ以下の場合で水防隊が出動したとき
 - (2) 堤防、道路、橋梁等の決壊、流失、溢水等の異常を発見したとき
 - (3) 水防作業を開始したとき
 - (4) 水防作業を終了したとき(活動状況含む)
- 2 前項のうち、水防隊の出動、堤防の異常等の発見、水防作業の開始については、管理者は土木部水防隊に報告するものとする。

第 7 水防活動の解除

水防隊は、次の場合には、水防活動を解除するものとする。

- (1) 管理者から解除の命令があったとき
- (2) 危険のおそれがないと認め、管理者と協議したとき

第 8 章 決壊の通報、避難、立退き及び救助

第 1 堤防の決壊等の通報

管理者は、堤防その他の施設等が決壊し、又は決壊が予想され、若しくはこれに準ずべき事態が発生した場合は、その旨を危険が予想される地域の住民に広報し、大船渡警察署、土木部水防隊に通報するとともに、必要に応じて陸前高田市水防管理者に通報するものとする。

第 2 避難の種類

1 事前避難

管理者が第 6 章第 1 に掲げる水防活動の利用に適合する警報が発令され、事前に避難を要すると判断されるときに、必要と認める区域の居住者等に対し勧告する避難

2 緊急避難

管理者又は水防隊長(水防隊長が現場に不在の場合は、水防隊現場最高指揮者)が大雨、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときに、必要と認める区域の居住者等に対し指示する避難

第 3 避難のための立退きの指示等

- 1 避難のための立退きの指示及び勧告は、状況の許す限り、次の事項を明らかにして行うものとし、緊急を要する場合の外は予め警告を発し準備させるものとする。
 - (1) 指示等の日時
 - (2) 発令者
 - (3) 理由
 - (4) 対象区域又は対象者
 - (5) 避難経路及び避難所
 - (6) その他必要事項
- 2 水防隊長が立退きを指示したときは、直ちに管理者にその旨を報告しなければならない。
- 3 管理者は、自ら避難の立退きの指示をしたとき、又は水防隊長から報告があったときは、その旨を大船渡警察署長及び土木部水防隊に通知するものとする。

第 4 避難のための立退き指示等の伝達手段

避難のための立退きの指示等の伝達的手段は、次によるものとする。

- (1) 町防災行政無線
- (2) 広報車又は口頭
- (3) その他の方法

第 5 避難場所

避難場所は、「住田町地域防災計画」(第 3 章第 13 節 避難救出計画)に定めるところによる。(別表 15)

第 6 避難誘導

避難誘導は、「消防計画」(第 9 章第 2 節第 177 避難の誘導)に定めるところによる。

第 7 救助

- 1 水防現場の最高指揮者は、要救助者を確認したときは、直ちに隊員をもって所要の救助措置を行うとともに、水防隊長に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を受けた水防隊長は、その旨を管理者に報告するとともに、住田分署に通報し協力して救助活動を行うものとする。

第 9 章 公用負担

第 1 公用負担命令権限

- 1 管理者及び水防隊長又はこれらの者の委任を受けたものは、水防のため緊急の必要があるときは、水防現場において必要とする次の権限を行使することができる。
 - (1) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
 - (2) 車輛その他の運搬器具等の使用
 - (3) 必要な土地の一時使用
 - (4) 工作物、その他障害物の処分
- 2 前項の公用負担を命ずる権限を行使するものは、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては、別紙様式第 1 号の公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合には、これを提示するものとする。

第 2 公用負担命令票

法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として別紙様式第 2 号の公用負担命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべきものに手渡したのちにこれを行うものとする。

第 10 章 自衛隊派遣の要請

第 1 自衛隊派遣要請

- 1 町長は、水災に際し動員計画による動員のみでは災害を防止することができず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、部隊等の派遣を知事に対し、要請することができる。
- 2 状況が緊迫し、管理者が知事に対し連絡の暇がなく、真に事情やむを得ない場合に限り、緊急措置として、管理者が防衛大臣又はその他指定部隊に対し、その旨及び災害の状況を通知できる。

ただし、この場合には、遅滞なくその経緯を知事に報告しなければならない。

第 11 章 ハザードマップ

第 1 ハザードマップの作成

町は、災害想定区域や災害危険箇所、避難場所、避難情報の伝達経路、過去の災害実績などをわかりやすく地図に示したハザードマップを作成し、配布・周知することにより、災害時における地域住民の迅速な避難行動により人的災害を最小限に食い止めるとともに、住民の防災意識のより一層の普及啓発を図るものとする。

(1) 洪水ハザードマップ

町は、法第 15 条第 4 項の規定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを作成するものとする。

第 2 ハザードマップ作成に係る事業計画

作成年度 平成 21 年度

事業名 気仙川の浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップ作成

第 3 ハザードマップの普及

- (1) 各世帯への配布
- (2) インターネットの利用による公開
- (3) 掲示による公開、様々な施設へのマップの設置
- (4) 防災教育での活用
- (5) 地域住民が多く参加するイベントでの広報
- (6) 窓口での配布

第 12 章 その他

第 1 優先通行標識

法第 18 条における標識は、別紙様式第 3 号のとおりとする。

第 2 身分証票

法第 49 条における身分証票は、別紙様式第 4 号のとおりとする。

第 3 水防活動実施報告

管理者は、水防活動を行ったときは、水防作業終了後 7 日以内に、別紙様式第 5 号に基づき、土木部を経由して知事に報告するものとする。

第 4 水防功労者の推薦

管理者は、水防作業において特に功労があった個人又は団体について、知事に推薦するものとする。(様式 6)

第 5 公務災害補償

水防団員及び居住者等が水防に従事したことにより、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により、死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第 6 条及び第 45 条の規定に基づき市町村消防団員等公務災害補償条例(平成元年岩手県市町村総合事務

組合条例第 6 号)の定めるところにより補償するものとする。

第 6 水防訓練

水防訓練は、住田町地域防災計画(第 2 章第 7 節)に基づき、定例的に実施するものとする。

別紙 1

水 防 協 議 会 条 例

（ 昭 和 5 7 年 1 0 月 2 日
条 例 第 1 4 号 ）

（ 目 的 ）

第 1 条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、住田町水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

（ 組 織 ）

第 2 条 協議会は、会長及び委員 11 人をもって組織する。

2 委員は、水防に関係のある団体の代表者、関係行政機関の職員並びに学識経験者のある者のうちから町長が任命又は委嘱する。

（ 会 長 の 職 務 ）

第 3 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（ 代 理 に よ る 委 員 ）

第 4 条 関係行政機関の職員又は水防に関係のある団体の代表者たる委員に事故あるときは、あらかじめ指名する職務上の代理者をして委員の職務を代理させることができる。

（ 任 期 等 ）

第 5 条 関係行政機関の職員たる委員及び水防に関係のある団体の代表者たる委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 町長において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてこれを免じ、又は委嘱を解くことができる。

（ 会 議 ）

第 6 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第 7 条 会議は、委員定数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第 8 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（ 庶 務 ）

第 9 条 協議会の庶務は、水防担当課において処理する。

（ 補 則 ）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水防協議会委員名簿

1	会 長	多 田 欣 一	住田町長
2	委 員	菅 野 憲	住田町教育長
3	委 員	石 橋 英 佐	大船渡地区消防組合 住田分署長
4	委 員	若 林 治 男	大船渡地方振興局土木部長
5	委 員	佐 藤 昭 雄	大船渡警察署 世田米駐在所長
6	委 員	佐 藤 一 博	住田町消防団長
7	委 員	吉 田 倂	消防顧問
8	委 員	中 里 久 治	住田町建設業協同組合 理事長
9	委 員	今 野 和 雄	社会福祉協議会 事務局長
10	委 員	菊 池 友 昭	住田町保健福祉課長
11	委 員	熊 谷 光 一	住田町建設課長
12	委 員	千 葉 忠 行	住田町教育委員会 教育次長

別表 1

住田町水防本部機構

本部長 (水防管理者) 副本部長 (助役) 本部付 (教育長) (住田分署長)	総務部 部長 総務課長 副部長 総務課長補佐 部員 総務課職員	水防本部の設置・運営 各部との連絡調整 避難勧告及び指示、自衛隊要請 県本部、大船渡地方振興土木部 水防隊との連絡・調整等
	財政部 部長 町づくり推進課長 副部長 町づくり推進課長補佐 2 部員 町づくり推進課職員	避難所の運営 災害見舞(金)品の保管・支給 公費負担等
	情報部 部長 議会事務局長 副部長 庶務調査係長	情報の収集・公表等 報道機関との連絡調整 災害に関する記録
	民生部 部長 町民生活課長 副部長 町民生活課長補佐 部員 町民生活課職員	し尿処理対策 廃棄物処理 生活必需品・車輛確保等 汚染物資の流出防止
	税務部 部長 税務会計課長 副部長 税務会計課長補佐 部員 税務会計課職員	税の徴収猶予・減免措置 経費の出納等 罹災証明
	福祉部 部長 保健福祉課長 副部長 保健福祉課長補佐 部員 保健福祉課職員	被災者救助、日赤等との連絡調整 医療救助、被災地の防疫 救護所の設置、避難者の介護
	産業部 部長 産業振興課長 資機材担当 部長 主幹 水防隊支援担当 副部長 産業振興課長補佐 部員 産業振興課職員	農林産物の被害調査 農林業施設の被害調査 商工観光に関する被害調査 農林業関係災害資金
	建設部 部長 建設課長 副部長 建設課長補佐・副主幹 部員	水防資機材の確保・運搬 飲料水の確保等 建設課職員
	防災部 消防団長	水防・救助活動・予防警防坊活動

文教部 部長 教育次長 副部長 教育字長補佐 部員 事務局職員	学校・保育施設等被害調査 応急教育対策 園児・児童・生徒の安全対策
給食部 部長 教育次長 副部長 給食係長 部員 給食センター職員	食料確保対策等

別表2

住田町水防隊編成表

水防分担表			水防隊詰所	水防担当区	河川名
本部	分団長	隊員数			
水防隊長 消防団長 1名 副隊長 消防副団長 2名 消防団本部員 25名	第1分団長	67	第1分団第1部屯所 防災すみた109	第1分団管内	気仙川 中沢川
	第2分団長	83	第2分団第1部屯所 防災すみた209	第2分団管内	気仙川
	第3分団長	43	第3分団第1部屯所 防災すみた309	第3分団管内	大股川
	第4分団長	62	第4分団第3部屯所 防災すみた409	第4分団管内	気仙川 火の土川 新切川
	第5分団長	77	第5分団第2部屯所 防災すみた509	第5分団管内	気仙川 坂本川
	第6分団長	55	第6分団第1部屯所 防災すみた609	第6分団管内	気仙川
隊員数	412				

別表 3

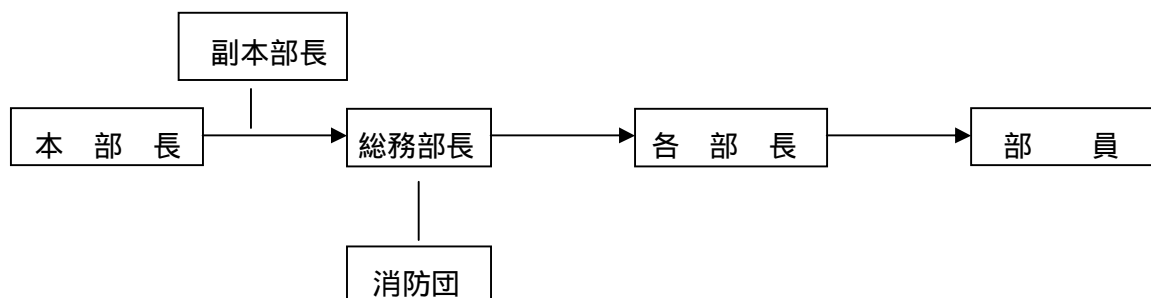
水防本部の動員及び水防隊召集基準

(1) 水防本部の動員

区分	配備内容	配備時間
警戒配備	町本部の広報通信連絡班及び防災班が配置につき、広報活動をなし、必要に応じ応急予防措置を実施し、事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に移行できる体制とする。	気象、地象、洪水警報の発令の場合
非常配備	町本部の全組織が配備体制につき、全力をあげて応急対策業務を実施する体制とする。	洪水による堤防の決壊等の災害の場合

動員(召集)系統

応急対策の実施に際して必要な応急対策要員の動員要領は次のとおり



(2) 水防隊(消防職団員)の召集基準

種別	状況	召集区分		備考
		住田分署	消防団	
第1 非常配備召集	水防活動用洪水警報が発せられ水防活動の開始が予想されるとき	第2 出動召集	同	参考 警報的なもの
第2 非常配備召集	事態が切迫し、水防活動が必要であるとき、又は事態の規模が大きい第1 非常配備体制では処理できないとき	第3 出動召集	同	

別表5

重要水防区間一覽

河川名	管理	区 域	左 右 岸	評価種別	図面 番号	重要度 A 区間(重要水防区域)			重要度 B 区間(重要水防区域)			要注意区間(警戒区域)		対 策 水 防 工 工 法
						堤防 A (m)	(他の評 価と重複)	工作物 A (箇所)	堤防 B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物 B (箇所)	新堤防 破堤跡 旧河川 (m)	工事施工 陸閘 (箇所)	
気仙川	県	岩沢橋下流	右	堤防高 無堤	大 7	250								積土のう工
"	"	岩沢橋～中沢川	左	堤 防 高	大 8	200								積土のう工
"	"	岩沢橋～昭和橋	右	堤防高 無堤	大 9	1,400								積土のう工
"	"	中沢川～昭和橋	左	堤 防 高	大 10				460					積土のう工
"	"	昭和橋上流	右	堤 防 高	大 11	600								積土のう工
"	"	昭和橋～柿内沢	左	水 衝 洗 掘	大 12				850					木流し工
"	"	上川口橋上流	右	堤防高 無堤	大 13	400								積土のう工
"	"	火の土川上流	左	堤防高 無堤	大 14	600								積土のう工
"	"	中上住宅下流	左	堤防高 無堤	大 15	300								積土のう工
"	"	五葉橋上流	左	堤 防 高	大 16				400					積土のう工
気仙川計						3,750	(0)	0	1,710	(0)	0	0	0	
中沢川	県	気仙川合流点～大崎橋	左	堤 防 高	大 1				300					積土のう工
"	"	"	右	堤防高 無堤	大 2	300								積土のう工
"	"	田中橋～高木橋	左	堤防高 無堤	大 3	600								積土のう工
中沢川計						900	(0)	0	300	(0)	0	0	0	積土のう工
坂本川	"	馬場野橋上流	左	水 衝 洗 掘	大 1				500					木流し工
"	"	蓬畑沢合流点～下流	左	堤防高 無堤	大 2	300								積土のう工
坂本川計						300	(0)	0	500	(0)	0	0	0	

別表6

急傾斜地危険箇所表(自然斜面)

岩手県

番号	箇所名	位置		人家	公共的建物		摘要
		町	字		種類	数	
1	八日町	上有住	八日町	5	消防屯所	1	
2	火ノ土	下有住	火ノ土	4	公民館	2	消防屯所
3	高瀬	下有住	高瀬	2	消防屯所	1	
4	土倉	上有住	土倉	1	駅	1	
5	上寒倉	上有住	上寒倉	2	公民館	1	
6	小府金	世田米	小府金	8			
7	向川口	世田米	向川口	8			
8	川向(1)	世田米	川向	13			
9	川向(2)	世田米	川向	5			
10	川向(3)	世田米	川向	20			
11	火石(1)	世田米	火石	26			
12	火石(2)	世田米	火石	15			
13	大崎	世田米	大崎	22			
14	垣の袖	世田米	向川口	12			
15	小股 - 3	世田米	小股	1	公民館	1	
16	天風	世田米	天風	6			
17	天風 - 1	世田米	天風	2		1	その他公共的建物
18	大渡	世田米	大渡	1	発電所・変電所	1	
19	大渡 - 1	世田米	大渡	1			
20	大渡 - 2	世田米	大渡	1			
21	赤畑	世田米	赤畑	16			
22	赤畑 - 1	世田米	赤畑	5			
23	赤畑 - 2	世田米	赤畑	0	老人福祉施設	1	(災害弱者)
24	清水沢	世田米	清水沢	7	消防署	1	消防署
25	大通	世田米	大通	1	公民館	1	
26	本町	世田米	本町	1		1	
27	大崎 - 1	世田米	大崎	19	郵便局	1	
28	大崎 - 2	世田米	大崎	14			
29	上日向	世田米	上日向	5			
30	上日向 - 1	世田米	上日向	5			
31	上日向 - 2	世田米	上日向	7			
32	上日向 - 3	世田米	上日向	13			
33	火石	世田米	火石	9			
34	合地沢	世田米	合地沢	1	浄水場	1	
35	奥火ノ土	下有住	奥火ノ土	1			
36	子飼沢	世田米	子飼沢	1			
37	子飼沢 - 1	世田米	子飼沢	1			
38	小股	世田米	小股	1			
39	小股 - 1	世田米	小股	2			
40	小股 - 2	世田米	小股	2			

番号	箇所名	位置		人家	公共の建物		摘要
		町	字		種類	数	
41	新田	上有住	新田	1			147B2001
42	新田 - 1	上有住	新田	1			147B2002
43	新田 - 2	上有住	新田	1			147B2003
44	新田 - 3	上有住	新田	1			147B2004
45	新田 - 4	上有住	新田	1			147B2005
46	新田 - 5	上有住	新田	1			147B2006
47	船作	上有住	船作	1			147B2007
48	船作 - 1	上有住	船作	1			147B2008
49	船作 - 2	上有住	船作	1			147B2009
50	船作 - 3	上有住	船作	1			147B2010
51	船作 - 4	上有住	船作	1			147B2011
52	船作 - 5	上有住	船作	1			147B2012
53	船作 - 6	上有住	船作	2			147B2013
54	奥新切	下有住	奥新切	1			147B2014
55	奥新切 - 1	下有住	奥新切	1			147B2015
56	奥新切 - 2	下有住	奥新切	1			147B2016
57	奥新切 - 3	下有住	奥新切	1			147B2017
58	奥新切 - 4	下有住	奥新切	1			147B2018
59	奥新切 - 5	下有住	奥新切	1			147B2019
60	奥新切 - 6	下有住	奥新切	1			147B2020
61	奥新切 - 7	下有住	奥新切	1			147B2021
62	奥新切 - 8	下有住	奥新切	1			147B2022
63	奥新切 - 9	下有住	奥新切	2			147B2023
64	奥新切 - 10	下有住	奥新切	2			147B2024
65	奥新切 - 11	下有住	奥新切	1			147B2025
66	奥新切 - 12	下有住	奥新切	1			147B2026
67	新田 - 6	上有住	新田	2			147B2027
68	新田 - 7	上有住	新田	1			147B2028
69	新田 - 8	上有住	新田	1			147B2029
70	新田 - 9	上有住	新田	1			147B2030
71	新田 - 10	上有住	新田	1			147B2031
72	新田 - 11	上有住	新田	1			147B2032
73	新田 - 12	上有住	新田	1			147B2033
74	百合ヶ沢 - 1	上有住	百合ヶ沢	1			147B2034
75	百合ヶ沢	上有住	百合ヶ沢	1			147B2035
76	五合畑 - 3	上有住	五合畑	3			147B2036
77	五合畑	上有住	五合畑	1			147B2037
78	五合畑 - 1	上有住	五合畑	2			147B2038
79	五合畑 - 2	上有住	五合畑	1			147B2039

番号	箇所名	位置		人家	公共の建物		摘要
		町	字		種類	数	
80	西野	上有住	西野	1			147B2040
81	西野 - 1	上有住	西野	1			147B2041
82	西野 - 2	上有住	西野	2			147B2042
83	奥新切 - 13	下有住	奥新切	1			147B2043
84	奥新切 - 14	下有住	奥新切	1			147B2044
85	新切	下有住	新切	1			147B2045
86	新切 - 1	下有住	新切	1			147B2046
87	新切 - 2	下有住	新切	1			147B2047
88	新切 - 3	下有住	新切	1			147B2048
89	平沢	上有住	平沢	1			147B2049
90	平沢 - 1	上有住	平沢	1			147B2050
91	平沢 - 2	上有住	平沢	1			147B2051
92	平沢 - 3	上有住	平沢	1			147B2052
93	新切 - 4	下有住	新切	1			147B2053
94	新切 - 5	下有住	新切	1			147B2054
95	新切 - 6	下有住	新切	1			147B2055
96	新切 - 7	下有住	新切	2			147B2056
97	新切 - 8	下有住	新切	1			147B2057
98	十文字	下有住	十文字	1			147B2058
99	十文字 - 1	下有住	十文字	1			147B2059
100	新切 - 9	下有住	新切	2			147B2060
101	十文字 - 2	下有住	十文字	1			147B2061
102	宇南田	上有住	宇南田	1			147B2062
103	宇南田 - 1	上有住	宇南田	1			147B2063
104	宇南田 - 2	上有住	宇南田	3			147B2064
105	宇南田 - 3	上有住	宇南田	1			147B2065
106	十文字 - 3	下有住	十文字	1			147B2066
107	十文字 - 4	下有住	十文字	1			147B2067
108	上大畑	上有住	上大畑	1			147B2068
109	大畑 - 2	上有住	大畑	1			147B2069
110	蓬畑	上有住	蓬畑	1			147B2070
111	蓬畑 - 1	上有住	蓬畑	1			147B2071
112	二度成木	上有住	二度成木	1			147B2072
113	恵蘇	上有住	恵蘇	1			147B2073
114	恵蘇 - 1	上有住	恵蘇	1			147B2074
115	葉山	上有住	葉山	2			147B2075
116	葉山 - 1	上有住	葉山	1			147B2076
117	小台	上有住	小台	1			147B2077
118	八日町 - 1	上有住	八日町	1			147B2078
119	八日町 - 2	上有住	八日町	2			147B2079
120	中和田	上有住	中和田	1			147B2080

番号	箇所名	位置		人家	公共の建物		摘要
		町	字		種類	数	
121	和野	上有住	和野	2			147B2081
122	小松	上有住	小松	1			147B2082
123	奥火ノ土 - 1	下有住	奥火ノ土	1			147B2083
124	奥火ノ土 - 2	下有住	奥火ノ土	2			147B2084
125	火ノ土 - 1	下有住	火ノ土	1			147B2085
126	火ノ土 - 2	下有住	火ノ土	2			147B2086
127	火ノ土 - 3	下有住	火ノ土	2			147B2087
128	火ノ土 - 4	下有住	火ノ土	1			147B2088
129	火ノ土 - 5	下有住	火ノ土	1			147B2089
130	奥火ノ土 - 3	下有住	奥火ノ土	1			147B2090
131	奥火ノ土 - 4	下有住	奥火ノ土	2			147B2091
132	火ノ土 - 6	下有住	火ノ土	2			147B2092
133	火ノ土 - 7	下有住	火ノ土	1			147B2093
134	火ノ土 - 8	下有住	火ノ土	1			147B2094
135	火ノ土 - 9	下有住	火ノ土	1			147B2095
136	火ノ土 - 10	下有住	火ノ土	1			147B2096
137	火ノ土 - 11	下有住	火ノ土	1			147B2097
138	火ノ土 - 12	下有住	火ノ土	2			147B2098
139	火ノ土 - 13	下有住	火ノ土	1			147B2099
140	火ノ土 - 14	下有住	火ノ土	1			147B2100
141	火ノ土 - 15	下有住	火ノ土	1			147B2101
142	火ノ土 - 16	下有住	火ノ土	1			147B2102
143	火ノ土 - 17	下有住	火ノ土	1			147B2103
144	高瀬 - 1	下有住	高瀬	1			147B2104
145	高瀬 - 2	下有住	高瀬	1			147B2105
146	高瀬 - 3	下有住	高瀬	1			147B2106
147	高瀬 - 4	下有住	高瀬	1			147B2107
148	高瀬 - 5	下有住	高瀬	1			147B2108
149	高瀬 - 6	下有住	高瀬	2			147B2109
150	中上	下有住	中上	1			147B2110
151	高瀬 - 7	下有住	高瀬	1			147B2111
152	中上 - 1	下有住	中上	1			147B2112
153	中上 - 2	下有住	中上	1			147B2113
154	中上 - 3	下有住	中上	1			147B2114
155	中上 - 4	下有住	中上	4			147B2115
156	高瀬 - 8	下有住	高瀬	1			147B2116
157	仁田代	世田米	仁田代	1			147B2117
158	土倉 - 1	上有住	土倉	3			148B2001
159	土倉 - 2	上有住	土倉	3			148B2002
160	土倉 - 3	上有住	土倉	2			148B2003

番号	箇所名	位置		人家	公共の建物		摘要
		町	字		種類	数	
161	土倉 - 4	上有住	土倉	2			148B2004
162	土倉 - 5	上有住	土倉	1			148B2005
163	土倉 - 6	上有住	土倉	1			148B2006
164	土倉 - 7	上有住	土倉	1			148B2007
165	土倉 - 8	上有住	土倉	1			148B2008
166	土倉 - 9	上有住	土倉	1			148B2009
167	土倉 - 10	上有住	土倉	1			148B2010
168	土倉 - 11	上有住	土倉	1			148B2011
169	土倉 - 12	上有住	土倉	2			148B2012
170	土倉 - 13	上有住	土倉	1			148B2013
171	中沢	上有住	中沢	2			148B2014
172	上寒倉 - 1	上有住	上寒倉	1			148B2015
173	下寒倉	上有住	下寒倉	2			148B2016
174	礮畑	世田米	礮畑	4			156B2001
175	礮畑 - 1	世田米	礮畑	1			156B2002
176	礮畑 - 2	世田米	礮畑	2			156B2003
177	子飼沢 - 2	世田米	子飼沢	1			156B2004
178	子飼沢 - 3	世田米	子飼沢	1			156B2005
179	子飼沢 - 4	世田米	子飼沢	1			156B2006
180	子飼沢 - 5	世田米	子飼沢	1			156B2007
181	子飼沢 - 6	世田米	子飼沢	1			156B2008
182	子飼沢 - 7	世田米	子飼沢	2			156B2009
183	津付	世田米	津付	1			156B2010
184	津付 - 1	世田米	津付	2			156B2011
185	津付 - 2	世田米	津付	2			156B2012
186	中井 - 3	世田米	中井	2			156B2013
187	中井 - 4	世田米	中井	1			156B2014
188	中井 - 5	世田米	中井	2			156B2015
189	高屋敷	世田米	高屋敷	1			156B2016
190	高屋敷 - 1	世田米	高屋敷	1			156B2017
191	下大股	世田米	下大股	1			156B2018
192	下大股 - 1	世田米	下大股	1			156B2019
193	下大股 - 2	世田米	下大股	2			156B2020
194	下大股 - 3	世田米	下大股	3			156B2021
195	下大股 - 4	世田米	下大股	3			156B2022
196	下大股 - 5	世田米	下大股	1			156B2023
197	下大股 - 6	世田米	下大股	1			156B2024
198	下大股 - 7	世田米	下大股	1			156B2025
199	下大股 - 8	世田米	下大股	1			156B2026
200	向竹ノ原	世田米	向竹ノ原	2			157B1001

番号	箇所名	位置		人家	公共の建物		摘要
		町	字		種類	数	
201	向竹ノ原 - 1	世田米	向竹ノ原	1			157B1002
202	竹ノ原	世田米	竹ノ原	1			157B1003
203	竹ノ原 - 1	世田米	竹ノ原	1			157B1004
204	天風 - 2	世田米	天風	1			157B1005
205	天風 - 3	世田米	天風	1			157B1006
206	天風 - 4	世田米	天風	1			157B1007
207	天風 - 5	世田米	天風	1			157B1008
208	天風 - 6	世田米	天風	1			157B1009
209	登戸	世田米	登戸	1			157B1010
210	仁田代 - 1	世田米	仁田代	1			157B1011
211	仁田代 - 2	世田米	仁田代	1			157B1012
212	仁田代 - 3	世田米	仁田代	1			157B1013
213	仁田代 - 4	世田米	仁田代	1			157B1014
214	大通 - 1	世田米	大通	1			157B1015
215	高貝	世田米	高貝	3			157B1016
216	中村	世田米	中村	1			157B1017
217	狐石	世田米	狐石	1			157B1018
218	中村 - 1	世田米	中村	2			157B1019
219	清水沢 - 1	世田米	清水沢	3			157B1020
220	清水沢 - 2	世田米	清水沢	1			157B1021
221	上城	世田米	上城	1			157B1022
222	上城 - 1	世田米	上城	2			157B1023
223	小股 - 4	世田米	小股	1			157B1024
224	柏里	世田米	柏里	1			157B1025
225	柏里 - 1	世田米	柏里	1			157B1026
226	柏里 - 2	世田米	柏里	3			157B1027
227	下柏里	世田米	下柏里	1			157B1028
228	下柏里 - 1	世田米	下柏里	1			157B1029
229	下柏里 - 2	世田米	下柏里	1			157B1030
220	下柏里 - 3	世田米	下柏里	2			157B1031
221	下柏里 - 4	世田米	下柏里	1			157B1032
222	下柏里 - 5	世田米	下柏里	2			157B1033
223	川口 - 1	世田米	川口	2			157B1034
224	大渡 - 3	世田米	大渡	1			157B1035
225	向川口 - 1	世田米	向川口	2			157B1036
226	大渡 - 4	世田米	大渡	3			157B1037
227	小府金 - 1	世田米	小府金	1			157B1038
228	小府金 - 2	世田米	小府金	3			157B1039
229	小府金 - 3	世田米	小府金	1			157B1040
220	赤畑 - 3	世田米	赤畑	1			157B1041

番号	箇所名	位置		人家	公共的建物		摘要
		町	字		種類	数	
221	赤畑 - 4	世田米	赤畑	1			157B1042
222	赤畑 - 5	世田米	赤畑	2			157B1043
223	赤畑 - 6	世田米	赤畑	3			157B1044
224	清水沢 - 3	世田米	清水沢	1			157B1045
225	川向 - 4	世田米	川向	1			157B1046
226	川向 - 5	世田米	川向	1			157B1047
227	松ヶ平	世田米	松ヶ平	3			157B1048
228	小口洞	世田米	小口洞	3			157B1049
229	小口洞 - 1	世田米	小口洞	4			157B1050
230	梅ノ木	世田米	梅ノ木	1			157B1051
231	小口洞 - 2	世田米	小口洞	2			157B1052
232	松ヶ平 - 1	世田米	松ヶ平	1			157B1053
233	松ヶ平 - 2	世田米	松ヶ平	1			157B1054
234	大平	世田米	大平	1			157B1055
235	大平 - 1	世田米	大平	1			157B1056
236	大平 - 2	世田米	大平	2			157B1057
237	大平 - 3	世田米	大平	1			157B1058
238	小口洞 - 3	世田米	小口洞	1			157B1059
239	大平 - 4	世田米	大平	1			157B1060
240	梅ノ木 - 1	世田米	梅ノ木	1			157B1061
241	梅ノ木 - 2	世田米	梅ノ木	1			157B1062
242	梅ノ木 - 3	世田米	梅ノ木	3			157B1063
243	鉢ヶ森	世田米	鉢ヶ森	1			157B1064
244	大崎 - 3	世田米	大崎	1			157B1065
245	大崎 - 4	世田米	大崎	1			157B1066
246	向村	世田米	向村	4			157B1067
247	城内	世田米	城内	1			157B1068
248	城内 - 1	世田米	城内	1			157B1069
249	城内 - 2	世田米	城内	1			157B1070
250	城内 - 3	世田米	城内	2			157B1071
251	城内 - 4	世田米	城内	1			157B1072
252	城内 - 5	世田米	城内	1			157B1073
253	城内 - 6	世田米	城内	3			157B1074
254	合地沢 - 1	世田米	合地沢	2			157B1075
255	合地沢 - 2	世田米	合地沢	1			157B1076
256	合地沢 - 3	世田米	合地沢	3			157B1077
257	合地沢 - 4	世田米	合地沢	4			157B1078
258	合地沢 - 5	世田米	合地沢	1			157B1079
259	合地沢 - 6	世田米	合地沢	2			157B1080
260	合地沢 - 7	世田米	合地沢	2			157B1081

